

### 資本金1億円以下で譲渡制限規定のない会社の監査役についてのポイント

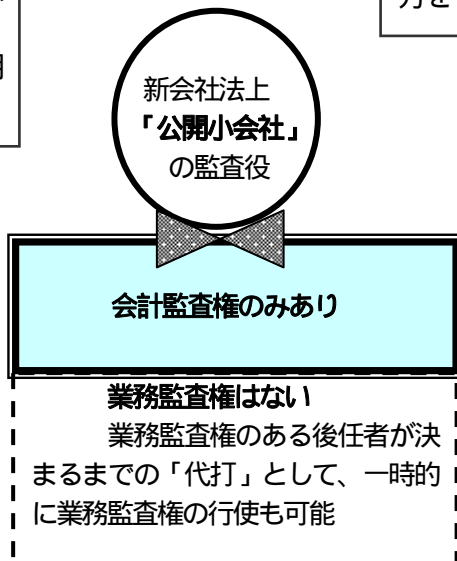
現在の監査役には「会計監査権」しかない  
会社法施行後の監査役には「会計監査権」+「業務監査権」の両方が必要  
現在の監査役は一旦退任  
改めて「会計監査権」+「業務監査権」の両方を有する監査役を選任する

「小会社」とは、資本金1億円以下の会社です。



#### 会社法施行後

会社法施行後は、「公開会社」にみなされる 業務監査権も有する監査役が必要 監査役の権限は当然に業務監査権まで拡大されない 会計監査権しかない監査役は任期満了とみなされる



「会計監査権」と「業務監査権」の双方を有する監査役を改めて選任する